報告事項

１）対象となる事務の内容

住宅宿泊事業法（以下、「法」という。）に基づき事業者から届出された届出内容については、形式審査をおこない受理するが、その届出については、原則、本法を所管する観光庁が構築した民泊制度運営システム（以下、「システム」という。）を利用することとされている。

その際、事業者が登録した届出内容については、観光庁及び関係機関の端末でも内容を閲覧できることとなる。

なお、事業者がシステムを利用して届出するには、個人情報等の取扱いについて同意がなければ利用できない仕組みとなっている。

また、システムを利用せず、紙媒体で届出をする場合においては、届出窓口で本人同意を得ている。

２）提供する個人情報

　　　　　　法第３条第２項から第３項、同法施行規則第４条第２項から第４項に定められた届出内容、及び、住宅宿泊事業法施行要領もしくは住宅宿泊事業法に関する大阪府ガイドラインにおいて求めている届出内容

３）目的

本法を所管する観光庁においては、法の適正かつ円滑な運用及び、同法に規定される事業を営む者の業務の適正な運営を確保するために、システムを構築し、自治体をはじめとした法に基づく事務を所掌する行政機関とともに、住宅宿泊事業者等に係る情報を管理し、関係行政機関に当該情報の共有を行うこととしている。

その為、本法による届出をおこなう場合は、基本、システム利用が原則となっている。